

第34回国家試験対策講座 インプット講座

「福祉行財政と福祉計画」

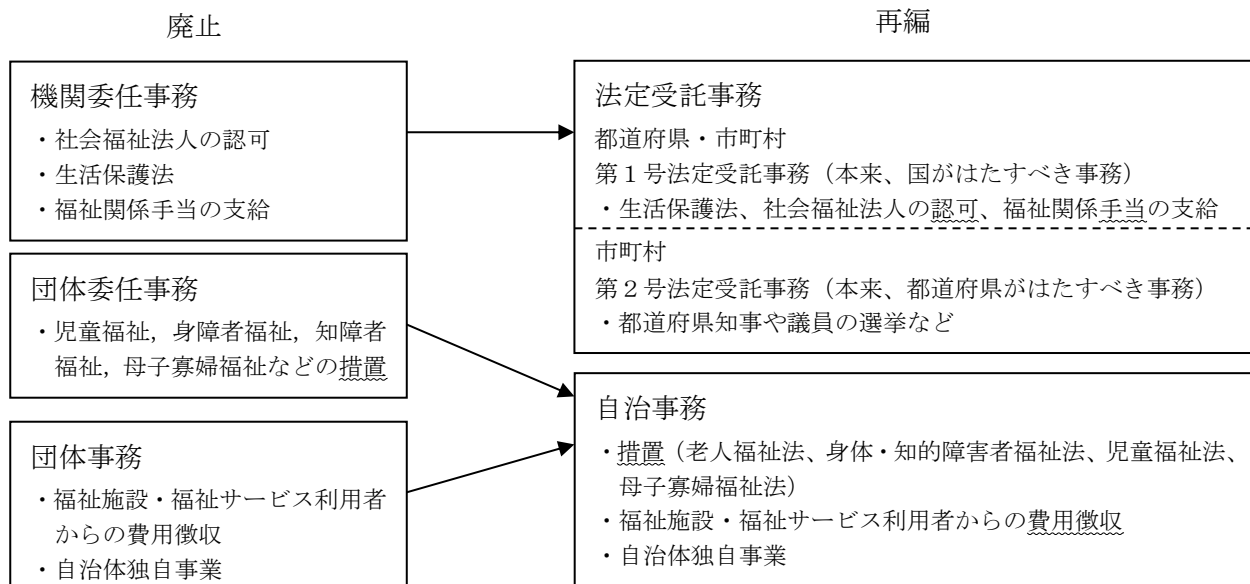
大項目	中項目	小項目（例示）
1 福祉行政の実施体制	1) 国の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定受託事務と自治事務</li> <li>・その他</li> </ul>
	2) 都道府県の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉行政の広域的調整、事業者の指導監督</li> <li>・その他</li> </ul>
	3) 市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの実施主体、介護保険制度における保険者</li> <li>・その他</li> </ul>
	4) 国と地方の関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方分権の推進</li> <li>・その他</li> </ul>
	5) 福祉の財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の財源</li> <li>・地方の財源</li> <li>・保険料財源</li> <li>・民間の財源</li> <li>・その他</li> </ul>
	6) 福祉行政の組織及び団体の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事務所</li> <li>・児童相談所</li> <li>・身体障害者更生相談所</li> <li>・知的障害者更生相談所</li> <li>・婦人相談所</li> <li>・地域包括支援センター</li> <li>・その他</li> </ul>
	7) 福祉行政における専門職の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事務所の現業員、査察指導員</li> <li>・児童福祉司</li> <li>・身体障害者福祉司</li> <li>・知的障害者福祉司</li> <li>・その他</li> </ul>
2 福祉行財政の動向	1) 福祉行財政の動向	

3 福祉計画の意義と目的	1) 福祉計画の意義と目的	
	2) 福祉計画における住民参加の意義	
	3) 福祉行財政と福祉計画の関係	
4 福祉計画の主体と方法	1) 福祉計画の主体	
	2) 福祉計画の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画、老人福祉計画、介護保険事業計画、障害福祉計画</li> <li>・その他</li> </ul>
	3) 福祉計画の策定過程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題分析と合意形成過程</li> <li>・その他</li> </ul>
	4) 福祉計画の策定方法と留意点	
	5) 福祉計画の評価方法	
5 福祉計画の実際	1) 福祉計画の実際	

# 1. 福祉行政の実施体制

## 1) 国の役割

- ・地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）  
1999（2000.4 施行）



- ・利用契約制度と措置制度

社会福祉施設の運営には、利用契約制度と措置制度の二つの体系により費用が支給されている。この内、現在、措置制度により費用が負担されているのは、生活保護関連施設と老人福祉法、児童福祉法、売春防止法に関連する施設の一部である。

## 2) 都道府県の役割

都道府県は、地域住民の基礎的自治体である市町村を包括する広域的地方公共団体

地方公共団体（法人）

- ① 普通地方公共団体
  - 広域的な地方公共団体…都道府県
  - 基礎的の地方公共団体…市（政令市・中核市含む） 町村

} 対等  
上下関係はない
- ② 特別地方公共団体…地方公共団体の組合（広域連合、一部事務組合）・特別区・財産区
- ③ 広域連合…都道府県同士が設立→総務大臣の許可
  - 市と市、市と特別区など→都道府県知事の許可
  - 広域計画を作成し、事務の連絡・処理（介護保険・後期高齢者医療など）
  - ※2008.4～ 後期高齢者医療は都道府県区域ごとに市町村で構成する広域連合
- ④ 一部事務組合…地方公共団体がその事務の一部を共同処理するために設ける一部事務組合（消防や水道、ゴミ処理など）

### ⑤都道府県の主な福祉行政の業務

#### ●「専門性」、「広域性」、「効率性」のある業務を担当

- ・福祉事務所、児童相談所、身体障害者・知的障害者更生相談所、婦人相談所、精神保健福祉センターなどの設置義務。
- ・社会福祉法人や社会福祉施設の認可、指導・監督。  
(ただし、1つの市内でのみ事業を行う場合は市長が認可し、1の都道府県の区域内にある2以上の市町村にわたる場合でも、主事業所が指定都市内にあれば、指定都市の市長が認可)
- ・社会福祉施設への補助金の交付。
- ・介護保険の民間事業者の指定(ただし、地域密着型サービス事業者の指定は市町村)。

### ⑥福祉施設の設備や運営の基準

- ・都道府県は福祉施設等の設備および運営に関する基準を条例で定める。

(地方分権一括法 H23、社会福祉法改正 H25. 4 施行)

- 厚生労働省令の、
- 基準に従い定める事項…児童福祉施設、指定居宅サービス事業の居室などの床面積、特養
  - 基準を標準として定める事項…福祉事務所、養護老人ホーム、指定障害福祉サービス
  - 基準を参酌し定める事項…「従うべき基準」「標準」以外の基準

「従うべき基準」：法の趣旨に照らして必ず適合

「基準を標準として」：合理的な理由の範囲内で異なる内容を定めることができる

「参酌すべき基準」：十分に参酌した結果、その基準と異なる内容を定めることができる

### ⑦保健所

- ・都道府県、政令指定都市、中核市その他の政令で定める市(保健所政令市)及び特別区に設置。
- ・市町村に対し広域的調整、技術的助言、研修等を行う。

### ⑧審議会

各団体の長からの社会福祉に関する諮問に答え、調査・審議、関係行政庁に意見

- ・地方社会福祉審議会…都道府県、政令指定都市、中核市に設置義務
- ・都道府県児童福祉審議会…都道府県に設置義務
- ・地方精神保健審議会…都道府県に設置することができる
- ・社会保障審議会…厚生労働省に設置されている

## 3) 市町村の役割

#### ●「専門性」「広域性」「効率性」に配慮すべきもの以外の業務を担当

住民の福祉需要を最もよく把握している第一線機関としての位置づけ。

#### ①市町村主義

- ・高齢者、児童、障害者への具体的な福祉行政サービスを行う。
- ・実情の把握、調査、情報の提供、相談・助言・指導、事業者との調整など。

## ②介護保険制度

- ・市町村および特別区が保険者となる。
- ・老人福祉施設や障害者支援施設等への入所の措置。

(障害児入所施設に入所させる権限は、都道府県・政令市・児童相談所設置市)

## ③平成の大合併 2004 制定

- ・2012年に推進され、3232市町村から1724市町村(市792、町743、村189) 2021.4現在
- ・合併特別区:旧市町村単位で設置される特別地方公共団体。区長必置。法人格あり。期間5年。
- ・地域自治区:旧市町村単位で設置される自治組織。区長任意。法人格なし。期間の定めなし。

## ④精神保健福祉の市町村の業務

- ・精神障害者やその家族に対する相談・指導
- ・障害福祉サービスの利用についてあっせん・調整を行い、必要に応じて事業者等へ利用の要請

## ⑤児童福祉に関して 2004 児童福祉法改正

- ・市町村が児童福祉の実施にあたっての第一義的機関と位置づけられた。
- ・第一義的機関である市町村は、児童や妊産婦に対して、
  1. 実情の把握、2. 情報の提供、3. 調査・指導・その他、4. 家庭等に対する支援を行う。

## 4) 国と地方の関係

国が上級、地方公共団体が下級という中央集権的な関係→国と地方は対等な関係へ

### ①三位一体改革

1. 国庫補助負担金の削減、2. 地方交付税の抑制、3. 国から地方への税源移譲

### ②大都市制度

大都市行政の円滑、権限強化、権限委譲のため設けられた。

- ・特別区 ・政令指定都市(人口50万人以上) 現在20市
- ・中核市(人口30万人以上) →20万人以上に変更  
(特例市(人口20万人以上) →廃止)

略(政令市、指定都市)  
大阪、京都、堺、神戸等

※特例市制度は2015年4月1日に廃止され、中核市は人口20万人以上に引き下げ  
現在の特例市を「施行時特例市」という。

### ③地方分権一括法による事務・権限の移譲

2011年成立: 第1次

- …児童福祉施設・特別養護老人ホーム、障害者支援施設等の設備と運営に関する基準  
(厚生労働省令→都道府県の条例で定める)

2017年成立: 第7次

- …認定こども園の認定等の事務・権限(都道府県→指定都市)

障害児通所支援事業所・障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事務・権限（都道府県→中核市）

2018 年成立：第 8 次

…幼保連携型以外の認定こども園の認定等の事務・権限（都道府県→中核市）

2019 年成立：第 9 次

…介護サービス事業者の業務管理体制の整備について、届出・立入検査等の事務・権限（都道府県→中核市）

#### ④ 社会保障・税一体改革

社会保障の充実・安定化のため財源確保と税制健全化の達成を目指す改革。

- ・全世代対応型の社会保障制度（年金・医療・介護に、子育て分野を追加 社会保障 4 経費）
- ・社会保障の安定財源確保（短時間労働者への雇用、年金、健保適用拡大、国保の都道府県への移行）
- ・税制抜本改革（消費税率引上げ、マイナンバー制度、給付つき税額控除）の 3 つの改革。

### 5) 福祉の財源

#### ① 消費税…国税 7.8%、地方消費税 2.2%の合計 10%

地方消費税は国に一旦納付後、都道府県に払い込む都道府県税

軽減税率…飲食料品と新聞を対象に、国税 6.24%、地方消費税 1.76%の合計 8% 2019.10  
消費税（国分）の使途…年金、医療、介護、子ども・子育て（社会保障 4 経費）

（社会保障・税一体改革（2012 年）により、社会保障 3 経費＋子ども・子育てに拡大）

#### ② 社会福祉施設の措置費（運営費・給付費）

- ・運営費 = 事務費（人件費、管理費等）＋事業費（利用者の飲食費等）
- ・利用者または扶養義務者の負担能力に応じて、一部または全額を支払う（応能負担）
- ・措置費用の負担割合

児童福祉施設、婦人保護施設 国 1/2：地方自治体 1/2

生活保護法に基づく保護施設 国 3/4：地方自治体 1/4

老人福祉施設の措置費は平成 17 年度より市町村が全額負担

#### ③ 保険料財源

介護保険

公費（50%）			保険料（50%）	
国 (25%)	都道府県 (12.5%)	市町村 (12.5%)	第 1 号 (23%)	第 2 号 (27%)

第 1 号被保険者・・・市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上

第 2 号被保険者・・・市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満

包括支援事業については第 2 号被保険者の保険料の負担はない。

- ・国の公費負担割合
  - (1)3/4…生活保護、生活困窮者自立支援法の必須事業、障害児福祉手当、特別障害者手当など
  - (2)2/3…児童手当、生活困窮者自立支援法の就労準備支援事業など
  - (3)1/2…障害福祉サービス費、施設型給付費など
  - (4)1/4…介護保険、基礎年金
  - (5)全額…特別児童扶養手当など
  - (6)負担なし…養護老人ホームなど

④民間の財源や公的財源に準ずる財源

- ・共同募金やその他の寄付金
- ・公営競技の収益金による補助
- ・民間助成団体の助成金
- ・社会福祉法人などの収益事業部門の収益
- ・独立行政法人福祉医療機構(WAM)などの貸付金

⑤共同募金（第1種社会福祉事業）

- ・実施…共同募金会のみが行える
- ・目的…社会福祉を目的とする事業者に配分すること
- ・配分の承認…配分委員会の承認が必要
- ・区域…都道府県を区域の単位とする

6) 福祉行政の組織及び団体の役割

7) 福祉行政における専門職の役割

相談機関	設置	業務	所員
福祉事務所	都道府県と市は必置 都道府県 206 ケ所、 市 999 ケ所、 町村 45 ケ所（任意）	都道府県 生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、更生措置事務／老人福祉法（措置事務）、身体障害者・知的障害者福祉法の援護 生活保護の実施・母子家庭などへの支援に関連する事務・母子福祉資金などの貸付・児童福祉法に規定される助産施設、母子生活支援施設への入所事務・母子家庭等の相談指導	現業員、査察指導員（社会福祉主事）必置 身体障害者福祉司できる 知的障害者福祉司できる  現業員の数は、各福祉事務所の被保護世帯の数に応じて条例で定める
	都道府県福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、（更生措置事務）を扱う（福祉三法）。 老人福祉法、身体・知的障害者福祉法の業務の規定がない。	市町村 生活保護の実施・特別養護老人ホームへの入所事務・助産施設、母子生活支援施設、保育所への入所事務・児童扶養手当、障害児福祉手当の事務 日常的な児童家庭相談は家庭児童相談室などで対応	
身体障害者更生相談所	都道府県は必置 全国で 77 ケ所	身体障害者の更生援護の利便を図る、身体障害者更生援護施設入所調整、相談指導 根拠法：身体障害者福祉法	所長（医師，社会福祉事業従事 5 年以上など） 身体障害者福祉司（必置）
知的障害者更生相談所	都道府県は必置 全国で 86 ケ所	知的障害者の更生援護の利便を図る、知的障害者援護施設入所調整、相談指導	所長（医師，社会福祉事業従事 5 年以上など） 知的障害者福祉司（必置）、ケースワーカー、心理判定員，職能判定員
精神保健福祉センター	都道府県は必置 および政令指定都市 全国で 69 ケ所	精神保健の向上と精神障害者の福祉の増進を図る、総合的技術機関、精神医療審査会の事務	精神保健福祉相談員（精神保健福祉士）
児童相談所	都道府県，政令都市は必置 中核都市は任意 全国で 220 ケ所 併設の一時保護所 144 ケ所	市町村が行う児童および妊産婦の福祉に関する業務の実施についての市町村間の連絡調整，情報提供 専門的な知識や技術を必要とする相談 児童の一時保護、巡回、児童福祉施設入所事務、障害児入所施設等の入所事務、里親委託、児童虐待相談、育児不安等専門的な相談 児童福祉司は所長や市町村長に状況を通知し意見を述べなければならない。 根拠：児童福祉法	所長（医師，社会福祉士など） 児童福祉司（社会福祉士等）（必置） 相談員 精神科医 児童心理司 保健師 弁護士等
婦人相談所	都道府県は必置 全国で 47 ケ所	売春防止法に基づき性行または環境に照らして売春をおこなうおそれのある女子の保護更生 要保護女子の一時保護	婦人相談員 児童指導員
母子家庭等就業・自立支援センター事業	実施主体は都道府県、政令指定都市、中核市	就業相談、就業支援講習会、就業情報の提供等。養育費の相談や面会交流に関する支援 社会福祉法人等に委託できる	



地域包括支援センター	市町村が設置	介護保険法に基づき介護予防事業、虐待防止、早期発見、権利擁護、総合相談支援事業、包括的継続的ケアマネジメント支援 社会福祉法人等に委託できる	保健師 主任ケアマネジャー 社会福祉士
児童家庭支援センター	運営主体は地方公共団体, 社会福祉法人等	地域の児童福祉に関する問題について, 専門的な知識および技術を必要とするものに応じ, 必要な助言、市町村からの求めに応じ技術的助言、児童相談所等との連携	相談・支援を担当職員 心理療法を担当職員
社会福祉協議会	運営主体は地方公共団体, 社会福祉法人等 全国・都道府県・市区町村	地域福祉の推進 ①地域福祉活動推進部門（小地域ネットワーク活動、ふれあい・いきいきサロン事業等）、②福祉サービス利用支援部門（生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業等）の窓口業務（実施主体は都道府県社会福祉協議会）、③在宅福祉サービス部門（介護保険事業等）等	

※〇〇司とは、〇〇〇の福祉に関して職員に技術指導を行う他、相談援助、専門的知識・技術を行う。

■福祉行政機関の整理表

一般の市で必置なのは福祉事務所だけ

名称	都道府県	市	町村
福祉事務所	必置	必置	任意
身体障害者更生相談所	必置	—	—
知的障害者更生相談所	必置	—	—
精神保健福祉センター	必置	政令市必置。	—
児童相談所	必置	政令市必置。中核市任意。	—
婦人相談所	必置	—	—
保健所	必置	政令・中核 必置	—
市町村保健センター		任意	任意

■福祉の専門職の整理表

司と出たら必置。司は都道府県の話。都道府県福祉事務所は別

名称	根拠法	配置機関
社会福祉主事	社会福祉法	都道府県, 市, 町村(福祉事務所のある)に置く。必置 福祉事務所のない町村に置くことができる。
身体障害者福祉司	身体障害者福祉法	都道府県身体障害者更生相談所に置かなければならない。必置 市町村の福祉事務所に置くことができる。
身体障害者相談員	身体障害者福祉法	都道府県の委託を受けて業務を行う。
知的障害者福祉司	知的障害者福祉法	都道府県知的障害者更生相談所に置かなければならない。必置 市町村の福祉事務所に置くことができる。
知的障害者相談員	知的障害者福祉法	都道府県の委託を受けて業務を行う。
精神保健福祉相談員	精神保健福祉法	精神保健福祉センター及び保健所その他施設に置くことができる。
児童福祉司	児童福祉法	都道府県児童相談所に置かなければならない。必置
婦人相談員	売春防止法	都道府県知事は委嘱する。市長は委嘱できる。
民生委員・児童委員	民生・児童福祉法	市町村区域に置く(知事推薦, 大臣委嘱)。民生委員は児童委員兼。

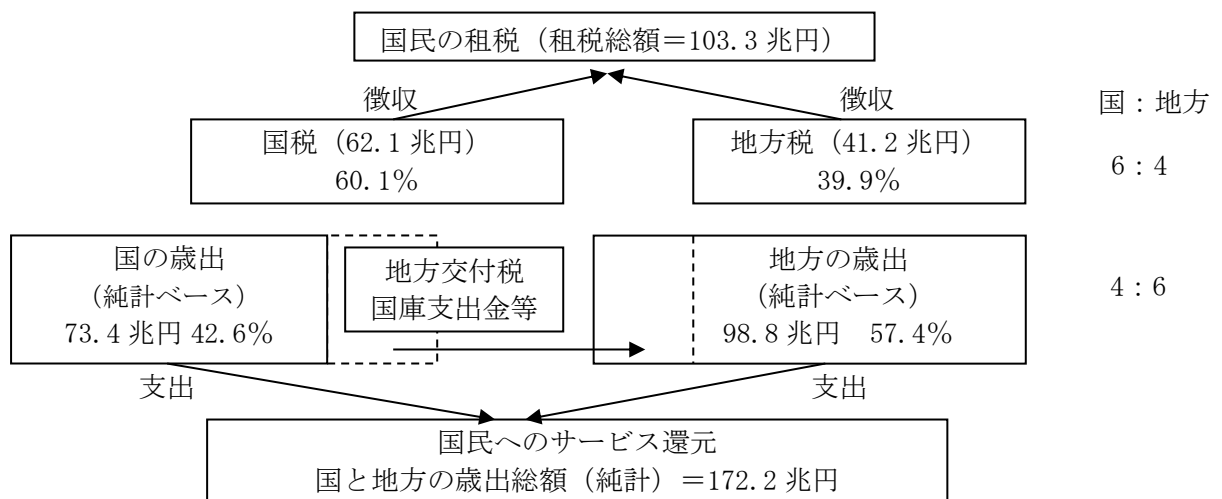
## 2. 福祉行政の動向

### 1) 福祉行財政の動向

#### 国と地方

- ・1994（平成6）年の「21世紀福祉ビジョン」は、年金・医療・福祉等の給付構造を、それまでの5：4：1の割合から5：3：2程度とすることが必要であると指摘した。
- ・令和元年度の国と地方を通じた財政支出は計172兆2667億円で、このうち国が73兆4201億円（42.6%）、地方が98兆8467億円（57.4%）の支出であり、国と地方間の税財源配分の割合はおよそ4：6となっている。
- ・租税収入総額103兆3866億円の内訳は、国税60.1%、地方税39.9%となっているが、国から地方へ地方交付税等を交付した後の実質的な割合は、国41.0%、地方59.0%となっている。
- ・令和元年度の国内総生産（名目GDP）559兆6988億円のうち、公的支出は140兆9657円（25.2%）であり、そのうち地方が61兆9417億円（11.1%）、国が23兆2340億円（4.2%）となっている。  
→地方が国の約2.6倍

#### ■国・地方間の税財源配分（令和元年度）



#### ①国の財源

●歳入 国の財源は、税金、社会保険料収入、公債発行

●歳出

- ・国の一般会計歳出予算106.6兆円（2021年度）のうち、社会保障関係費は35.8兆円で、一般会計の約3割（33.6%）となり最も割合が大きい。  
→①社会保障、②国債費、③地方交付税交付金等、④公共事業、⑤文教及び科学振興、の順。
- ・社会保障関係費（2021年度予算）の内訳  
→①年金35.4%、②医療33.4%、③生活扶助等社会福祉費11.4%、④介護9.7%、⑤少子化対策費8.5%、の順。

※社会保障関係費＝国が社会保障に出している予算

社会保障給付費＝社会保障のために支払われたお金の総額

社会保障給付費 2018（平成 30）年 （国の一般歳出以外に、保険料・公債発行なども含めた費用全部のこと）	
総額	121 兆 5408 億円 【対国民所得比】 30.0%
給付内訳	【年金】 45.5% 【医療】 32.7% 【福祉その他】 21.8%
財源内訳	【社会保険料】 54.7% 【公費負担】 38.0% 【資産収入など】 7.2%
国際比較	アメリカより国民負担率は高いが、ヨーロッパ諸国より低い。

## ■国民負担率の国際比較（日本は 2021 年度、日本以外は 2018 年度）

※国民負担率…国民所得に占める租税負担＋社会保障負担の割合（租税負担率と社会保障負担率をたしたもの）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	スウェーデン	フランス
国民負担率	44.3%	31.8%	47.8%	54.9%	58.8%	68.3%
租税負担率	26.1%	23.4%	37.0%	32.1%	53.5%	42.7%
社会保障負担率	18.2%	8.4%	10.8%	22.8%	5.3%	25.6%

国民負担率では日本はアメリカとイギリスのあいだ。国民負担率はスウェーデンよりフランスの方が高くなった。

## ②地方の財源

### ●歳入部門

- ・地方公共団体の財源は、地方税、地方交付税などの一般財源と国庫支出金などの特定財源。歳入内訳は、①地方税 39.9%、②地方交付税 16.2%、③国庫支出金 15.3%、④地方債 10.5%
- ・「**地方交付税**」とは、地方公共団体間の不均衡を是正するため国から地方に対して交付する用途を特定しない交付金。財源は、国の法人税、酒税、所得税、たばこ税、消費税。
- ・「**国庫支出金**」とは、国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に支出する負担金や特定の施策の奨励のための補助金など。
- ・地方公共団体の会計は一般会計と特別会計で、介護保険・国保・後期高齢医療は特別会計。

### ●歳出部門

- ・地方公共団体（都道府県+市町村）の歳出総額 99 兆 7022 億円（令和元年度）

## ■地方財政の目的別歳出割合（地方財政白書 R3 年版）

地方公共 団体	①民生費 26.6% 26.5 兆円	②教育費 17.6% 17.5 兆円	③公債費 12.2% 12.14 兆円	④土木費 12.2% 12.12 兆円
都道府県	①教育費 20.6%	②民生費 16.6%	③公債費 13.5%	④土木費 12.0%
市町村	①民生費 36.7%	②教育費 12.6%	③総務費 12.0%	④土木費 10.8%

- ・民生費（社会福祉実施に要する費用）26.5 兆円の内訳  
①児童福祉費 34.7%、②社会福祉費 25.8%、③老人福祉費 24.1%、④生活保護費 14.8%
- ・民生費の都道府県と市町村の歳出比較  
市町村の民生費（21 兆 7867 億円） > 都道府県の民生費（8 兆 1829 億円） → 2.7 倍

- ・ 都道府県の民生費の目的別内訳
  - ①老人福祉費 (40.7%)、②社会福祉費 (31.0%)、③児童福祉費 (23.2%)、④生活保護費 (3.0%)、⑤災害救助費 (2.1%) の順
- ・ 市町村の民生費の目的別内訳
  - ①児童福祉費 (39.4%)、②社会福祉費 (25.0%)、③老人福祉費 (18.2%)、④生活保護費 (17.1%)、⑤災害救助費 (0.4%) の順
- ・ 民生費 (都道府県+市町村) の性質別内訳
  - ①扶助費 (52.8%)、②繰出金 (19.8%)、③補助費等 (12.7%)、④人件費 (7.0%)
- ・ 歳出全体に占める扶助費の割合は、都道府県 (2.2%) より 市町村 (23.3%) が上回っている。  
(児童手当の支給、生活保護に関する事務などを実施)
- ・ 扶助費の単独事業と補助事業の割合は、単独事業分は都道府県が 17.9%、市町村が 13.9% と少なく、扶助費の大半を補助事業が占めている。

■ 地方財政の性質別歳出割合 (地方財政白書 R3 年版)

地方公共 団体	①人件費 22.5%	②普通建設事業費 15.5%	③扶助費 15.0%	④公債費 12.1%
都道府県	①補助費等 27.3%	②人件費 25.4%	③普通建設事業費 16.1%	④公債費 13.4%
市町村	①扶助費 23.3%	②人件費 16.7%	③物件費 13.8%	④普通建設事業費 13.7%

- ・ 地方公共団体の特別会計歳出 (令和元年度)
  - 国民健康保険事業のうち都道府県 11 兆 3192 億円、市町村 12 兆 8899 億円
  - 後期高齢者医療事業 16 兆 1884 億円、介護保険事業 11 兆 391 億円
  - ※2018 (H30) 年度より、都道府県が国保の財政運営の責任主体となった。  
(市町村と同様に国保の保険者となり、新たに特別会計を設置)

財政の目的別歳出の覚え方

- (1) 地方公共団体とでたら (都道府県+市町村のこと) { ①民生費 (①児童福祉②社会福祉)  
②教育費
- (2) 都道府県 { ①教育費  
②民生費 (①老人福祉②社会福祉)
- (3) 市町村 { ①民生費 (①児童福祉②社会福祉)  
②教育費

※地方公共団体と出たら都道府県+市町村のこと、1 番民生で児童。  
都道府県は 2 番が民生で老人、市町村は 1 番が民生で児童。

### 3. 福祉計画の意義と目的

#### 1) 福祉計画の意義と目的

- ①市町村福祉計画…地域間における制度変更の漏れや、地域間格差が生じないようにするため。
- ②都道府県福祉計画…市町村地域福祉計画の策定・実施の推進を支援し、都道府県内の地域間格差を是正するため。
- ③国…総合的な基本計画や基本指針を定める。
- ④市町村主義。国の政策に反しない限り独自で策定・推進できる。

#### 2) 福祉計画における住民参加の意義

- ①サービス利用過程への参加…福祉施設などにおけるサービスを監視
- ②サービス提供過程への参加…当事者団体・セルフヘルプグループによるサービス提供
- ③意思決定過程への参加…行政による計画立案時に参加。公募による計画策定委員などがある。  
(「市町村地域福祉計画」は住民参加の促進に関する事項がある)

#### 住民参加の技法

- ・ ワークショップ…参加者がお互いに対等・平等な立場で行う共同作業。まちづくり。
- ・ 住民懇談会…小地域で住民が地域の問題や課題について語り合う会合。提案型や参加型。
- ・ 住民集会…地域住民が集まって行う。フォーラム、シンポジウム、パネルディスカッション。
- ・ パブリックコメント…計画のある時点で利害関係者に素案を提示し意見を集約。ホームページ等。
- ・ アンケート調査…地域住民がアンケートを通じて計画過程に参加する。ヒアリング調査も同様。

#### ■ 主な福祉計画等における住民等の意見の反映 整理表 (市町村)

市町村地域福祉計画	あらかじめ、住民、福祉関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努める。その内容を公表するよう努めるものとする。
市町村老人福祉計画	あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
市町村介護保険事業計画	あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。都道府県の意見を聴かなければならない。
市町村障害者計画	地方障害者施策推進協議会等を設置している場合はその意見を、その他の場合は障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。
市町村障害福祉計画	あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努める。合議制機関を設置したときはその意見を聴かなければならない。
次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画	あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。 あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努める。
市町村健康増進計画	特に定めなし。
市町村保育計画	特定市町村と特定都道府県は、あらかじめ住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。
市町村子ども・子育て支援事業計画	1. あらかじめ合議制の機関を設置している場合には、その意見を、その他の場合は、子どもの保護者、その他、子ども子育て支援にかかる当事者の意見を聴かなければならない。 2. あらかじめインターネットの利用、その他の方法により広く住民の意見を求め、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努める。 3. あらかじめ策定や変更時には都道府県と協議しなければならない。

■主な福祉計画等における住民等の意見の反映 整理表（都道府県）

都道府県地域福祉支援計画	あらかじめ、住民その他の者の意見を反映させるため必要な措置を講ずるよう努める。
都道府県障害者計画	合議制の機関の意見を <u>聴かなければならない</u> 。
都道府県障害福祉計画	あらかじめ、協議会を設置したときは意見を聴くよう努めなければならず、合議制の機関の意見を <u>聴かなければならない</u> 。
都道府県子ども・子育て支援事業支援計画	あらかじめ、審査会その他の合議制の機関を設置したときはその意見を、その他の場合は子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を <u>聴かなければならない</u> 。

※試験対策「聴かなければならない」

- ・市町村で「聴かなければならない」と出るのは、老人・介護・障害者・子ども子育て・保育。  
（上に「聴かなければならない」のは、老人・介護）
- ・都道府県で「聴かなければならない」と出るのは、障害福祉計画。老人・介護・地域福祉には無く、地域福祉計画は策定が努力義務なので必ず「努力規定」になる。

■福祉計画等における住民等の意見の反映 **聴く義務**

	市町村	都道府県
地域福祉	×	×
老人	○	×
介護	○	×
障害関係	○	○
保育	特定市町村 ○	特定都道府県 ○

3) 福祉行財政と福祉計画の関係

増大するサービス、ニーズに対する資源の効率的な調達や提供するため、福祉政策の計画化の技術の向上が求められている。

- ・国が包括的な計画や基本指針を策定。
- ・地方公共団体がサービス内容や量の目標を定め、財源や体制を計画的に整備する。
- ・評価、見直し、住民参加する。

4. 福祉計画の主体と方法

1) 福祉計画の主体

- ・国、都道府県、市町村。
- ・社会福祉協議会は、民間の福祉計画として地域福祉活動計画を策定。

## 2) 福祉計画の種類

老人福祉法は老人福祉基本法と叫ぶ。障害者は基本法という。〇〇計画には横断的に見たら市と府で共通の言葉あり。

計画名称	地域福祉計画	老人福祉計画	介護保険事業計画	障害者計画	障害福祉計画	子ども・子育て支援事業計画
法根拠	社会福祉法	老人福祉法	介護保険法	障害者基本法	障害者総合支援法	子ども・子育て支援法
計画期間	概ね5年(3年で見直し)	計画期間の定めなし	3年を1期	3年を1期(国は10年)	3年を1期(国は5年)	5年を1期
概要	市町村、都道府県が主体的に作成する計画	老人福祉事業全般にわたる基盤整備	介護保険事業の基盤整備	障害者福祉施策等の総合的・計画的な推進。生活支援、教育・育成、保健・医療など8分野について基本的方向性を示すもの	障害福祉サービス等の基盤整備	教育・保育および子ども子育て事業の供給体制の確保
市町村計画	①地域における福祉サービスの <b>適切な利用</b> の促進 ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達 ③地域福祉に関する活動への <b>住民参加</b> の促進	①市町村区域の老人福祉事業の量の目標、量の確保の方策 ②老人福祉事業の供給体制の確保	①介護給付等サービスの種類ごとの量の見込み、見込み量の確保の方策 ②サービス事業者の連携と円滑な提供のため必要な事業 ③その他介護保険事業の円滑な実施	①国の障害者基本計画、都道府県障害者計画を基本として市町村における施策に関する基本計画 ②計画策定にあたっては障害者関係者の意見を聴かなければならない	①指定障害福祉サービスや指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み、見込み量の確保の方策 ②地域生活支援事業の種類ごとの実施 ③サービス提供体制の確保	①教育・保育提供区域を定めること ②教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保と実施 ③地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保と実施
都道府県計画	①市町村の地域福祉促進を <b>支援する基本方針</b> ②社会福祉を目的とする事業の <b>従事者確保、資質向上</b> ③福祉サービスの利用促進や社会福祉事業の <b>基盤整備</b>	①都道府県区域ごとの特養老人ホーム等の必要 <b>入所定員</b> や老人福祉事業の量の目標 ②老人福祉施設の <b>整備</b> と連携 ③老人福祉事業の従事者 <b>確保、資質向上</b> ④老人福祉事業の供給体制の確保	①都道府県区域ごとの介護保険施設の <b>種類ごとの必要入所定員</b> や介護サービスの量の見込み ②介護保険施設等の環境改善 ③介護サービス <b>情報の公表</b> ④事業の人材確保、 <b>資質の向上</b> ⑤介護保険施設相互の連携	①国の障害者基本計画を基本として都道府県における基本計画を策定 ②計画の策定にあたっては地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない	①都道府県区域ごとの指定障害福祉サービスや指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み、指定施設の <b>必要入所定員総数</b> ②指定施設のサービスの <b>質の向上</b> ③地域生活支援事業の種類ごとの実施	①都道府県設定区域の設定 ②教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保と実施 ③教育・保育の一体的提供推進体制の確保 ④子ども子育て支援事業に従事する者の確保及び <b>資質の向上</b>
国計画		厚労大臣は、市町村が養護老人ホーム、老人福祉センターなど、定めるにあたって基準を定める	厚労大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施のため基本指針を定める	障害者基本計画を策定する。総理大臣は中央障害者施策推進協議会の意見を聴いて作成する	厚労大臣は、自立支援給付および地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針を定める	内閣府は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の策定

次世代育成支援行動計画においては、一般事業主にも行動計画が課せられている。2015年4月、市町村・都道府県行動計画は義務から**努力義務に変更**となった。

一般事業主行動計画:101人以上は策定し大臣に届出義務。しない場合勧告。100人以下は努力義務。

(子ども・子育て支援法施行後 2015.4.1)

試験対策

計画内容の見分けのキーワード: 入所定員・整備・資質と出たら都道府県計画

■福祉行政計画整理表

計画の名称	地域福祉計画	老人福祉計画	介護保険事業計画	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画	子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画
法根拠	社会福祉法	老人福祉法	介護保険法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村計画	市町村地域福祉計画(義務なし)	市町村老人福祉計画(義務)計画期間の定めなし。	市町村介護保険事業計画(義務)3年を1期。	市町村障害者計画(義務)計画期間の定めなし。	市町村障害福祉計画(義務)3年を1期。	市町村障害児福祉計画(義務)3年	市町村子ども・子育て支援事業計画(義務)5年を1期	市町村行動計画(作成努力)。5年を1期
都道府県計画	都道府県地域福祉支援計画(義務なし)	都道府県老人福祉計画(義務)計画期間の定めなし	都道府県介護保険事業支援計画(義務)3年を1期	都道府県障害者計画(義務)計画期間の定めなし。	都道府県障害福祉計画(義務)3年を1期。	都道府県障害児福祉計画(義務)3年を1期。	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画(義務)5年を1期	都道府県行動計画(作成努力)。
国の計画	—	厚生大臣は都道府県に対し助言できる。	厚生大臣は基本指針を定める。	障害者基本計画(義務)計画期間の定め無	厚生大臣は基本指針を定める。	厚生大臣は基本指針を定める。	内閣総理大臣は基本指針を定める。	各主務大臣は行動計画策定指針を定める。
他の計画との関係	老人・介護・障害福祉計画とは調和	介護保険事業(支援)計画と一体でなければならない。	老人福祉計画と一体でなければならない。	—	障害者計画, 地域福祉(支援)計画と調和が保たれるもの。	障害福祉計画と一体とすることができる。	地域福祉、教育振興基本計画、その他の計画で調和を保つ。	従業員101名以上の事業主は「一般事業主行動計画」義務

- ・2016年4月1日までに次世代育成は努力義務に変更、保育は児童福祉法上の規定は削除された。
- ・2018(平成30)年4月1日施行、都道府県障害児福祉計画、市町村障害児福祉計画(市町村、都道府県ともに策定義務)は障害者総合支援法における都道府県障害福祉計画、市町村障害福祉計画と一体のものと定めることができる。
- ・「事業」とでたら市町村、「支援」とでたら都道府県、「活動」とでたら社協。

32回-45 次の計画のうち、定めたとき、又は変更したときに内閣総理大臣に提出しなければならないものを1つ選びなさい。 → 子ども・子育て支援事業計画

31回-47 都道府県介護保険事業支援計画では、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを基に、市町村の介護保険料を定める。×  
都道府県障害福祉計画では、各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定める。○

30回-46 厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める。○  
子ども・子育て支援事業計画の基本的な指針を定める。×

30回-47 次の計画のうち、現行法上の計画期間が5年を一期とするものを1つ選びなさい。

29回-48 介護保険事業支援計画の内容に関する次の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

28回-47 市町村地域福祉計画には、社会福祉を目的とする事業に従事する者の資質の向上に関する事項を定めるものとされている。×  
市町村介護保険事業計画には、介護サービス情報の公表に関する事項を定めるものとされている。×  
市町村障害福祉計画には、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項を定めるものとされている。○



《直近の過去問でも出題されている、出題基準小項目以外の行政計画》

市町村・  
都道府県  
義務

- ・子ども・子育て支援事業計画  
根拠法、子ども・子育て支援法。内閣総理大臣が基本指針を定め、市町村と都道府県は5年を1期策定義務あり。計画内容は教育・保育および地域子ども子育て事業の供給体制の確保
- ・市町村保育計画  
根拠法、児童福祉法。「特定市町村」－待機児童50人以上の需要が増大している市町村のこと。  
「特定市町村」は保育に関する事業の供給体制の確保のため市町村保育計画義務あり、特定市町村がある都道府県は都道府県保育計画義務あり。特定市町村でない市町村は義務なし。
- ・医療計画  
根拠法、医療法。地域の医療供給体制の整備と効率化。他の計画とは調和。  
都道府県は6年ごと策定義務あり。（在宅医療等の事項に関しては3年ごとに調査・分析・評価）
- ・健康増進計画  
根拠法、健康増進法。市町村は定めなし（努力義務）。都道府県は策定義務あり。健康増進事業にかかる費用は国が市町村に対し一部を補助する。都道府県は、住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（都道府県健康増進計画）を定める。2002年3月には全ての都道府県で健康増進計画が策定された。策定過程において、住民等の意見を聴くという定めはない。
- ・都道府県医療費適正化計画  
都道府県が期間終了日の属する年度において調査、分析、評価を行う。医療費適正化を推進するための計画。6年を1期。
- ・都道府県高齢者居住安定確保計画  
計画期間規定なし。国土交通大臣および厚労大臣が定める基本方針により計画を定める。  
賃貸住宅や老人ホームの供給促進のための計画。

都道府県  
義務

福祉計画の種類	義務		期間（1期）
	都道府県	市町村	
介護保険事業計画	○	○	3年
老人福祉計画	○	○	
障害者計画	○	○	
障害福祉計画	○	○	
子ども・子育て支援事業計画	○	○	5年
保育計画（特定市町村）	○	○	
（母子家庭及び寡婦自立促進計画）	○	○	5年
地域福祉計画	△	△	努力義務
次世代育成支援行動計画	△	△	任意
医療計画	○	×	6年
健康増進計画	○	×	
都道府県医療費適正化計画	○	×	6年
都道府県高齢者居住安定確保計画	○	×	

試験対策：「子ども子育て、老人、介護、障害者、障害福祉」と「保育」は市町村計画義務あり。

「介護」は3年、「子ども・子育て」は5年、「医療系」は6年を1期、「一体」という言葉は老人と介護だけ（障害児は都道府県と市町村で一体にできる）。それ以外の関係は「調和」。

### 3) 福祉計画の策定過程

#### 問題分析と合意形成過程

##### ①PDCAサイクル

計画の策定 (Plan)、計画の実施 (Do)、計画の評価 (Check)、計画の改善 (Action) を循環し、一定の期間で計画を見直す方式。福祉計画の過程モデル。

##### ②ブレインストーミング

参加者が自由な意見・アイデアを出し合い課題を明確にするとともに、新たな独創的なアイデアを創造していく。批判しないこと、質より量を重視。

##### ③KJ法

川喜田二郎が開発。資料の分類・整理と分析をおこない、アイデアを想起させる。

##### ④デルファイ法

専門家や関係者へのアンケートを行い、集計結果をフィードバック→再度アンケートを繰り返し、収斂合意を得ていく。パネル調査の一種。

##### ⑤PERT法

パート (プログラム評価・管理技法) は関係機関が協力して目標を達成するために、アクティビティとイベントのネットワーク図を用いて、費用・マンパワー・時間の効率的な管理を目指す。

##### ⑥クロスインパクト法

生起確率を基に、ある項目間において相互促進的または相互排他的かを分析する。

### 4) 福祉計画の策定方法と留意点

##### ①社会的ニーズ

一定の目標や基準から乖離した状態にあり、その状態の改善を行う必要があると社会的に認められたもの。

##### ②客観的ニーズ

利用者の現状が、ある望ましい基準から乖離している場合にその利用者にはニーズがあると専門職が判断するニーズ。判断基準は法律や政令通達など。

##### ③主観的ニーズ

利用者がサービスの必要性を自覚。客観的ニーズと主観的ニーズが一致している事が望ましい。

##### ④ニーズ推計

利用者や住民のニーズを推計すること。ニーズの類型化と出現率でサービスの種類と必要量を算出しサービス資源の整備目標を設定。老人福祉計画において全面的に取り入れられた、利用者や地域住民のニーズ状況を把握し、サービスの種類と必要量を算出する技法。

##### ⑤量的なニーズ把握

統計調査法による。質問紙調査、面接調査、統計的観察法などの技法でデータを計数・計量して客観的に分析。

##### ⑥質的なニーズ把握

事例調査法を用いる。少数の調査に対応する。自由面接法や観察法などの技法でデータを収集し、主観的・洞察的に分析。

## 5) 福祉計画の評価方法

### ①プログラム評価

5つの構成要素（投入資源、過程、産出、効果、効率）がある。

### ②実験計画法

効果・効率評価に有効。福祉サービスのプログラムが利用者にとって効率的であったか調査。2つ以上のグループを意図的にコントロールして分析する方法。擬似実験デザイン、サービス比較デザイン法などがある。

### ③ベンチマーク法

達成目標（基準値）と業績を比較評価する。

### ④その他

自己評価、利用者評価、第三者評価。

インプット指標：行政活動に投入された資源を表す。

プロセス指標：事業の実施過程を表す。

アウトプット指標：行政活動の結果を表す。

アウトカム指標：行政活動の結果として人々が受ける効果を表す。

## 5. 福祉計画の実際

### 1) 福祉計画の実際

#### ①高齢社会対策大綱（H30年2月）

高齢者の活躍の場としてボランティア活動など社会参加活動の促進。すべての年代の人が活躍できるエイジレス社会を目指す。

#### ②ゴールドプラン21（H12年）

活力ある高齢者、高齢者の尊厳と自立支援、支えあう地域社会、信頼される介護サービス確立

#### ③少子化社会対策大綱（H30年3月）

結婚・子育てしやすい環境改善、男性の育休取得率向上、各段階に応じた切れ目ない取組みと地域・企業など社会全体の取組み

#### ④障害者基本計画（第4次、H30年3月）

安心安全な生活環境の整備、情報アクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実、防災防犯等の推進、差別の解消、国際社会での協力連携の推進

#### ⑤障害者の雇用の促進等に関する法律の改正（R2年4月施行）

厚生労働大臣は、障害者雇用対策基本方針に基づき、障害者活躍推進計画作成指針を定める。

国および地方公共団体の任命権者は、障害者活躍推進計画を定める（義務）。

障害者である職員の活躍の推進に関する取組みを総合的・効果的に実施する。

### ■福祉計画の策定状況

根拠法	計画名	策定率	策定率調査時点
社会福祉法	市町村地域福祉計画	80.7%（市区部 93.0%）	2020（令和2）年
	都道府県地域福祉支援計画	100.0%（47都道府県）	4月1日現在
障害者基本法	市町村障害者計画	94.7%	2014（平成26）年
	都道府県障害者計画	100%	3月31日現在
次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画	91.2%（公表済み 90.9%）	2019（平成31）年
	都道府県行動計画	100%（公表済み 100%）	4月1日現在

